

平成26年度エネルギー対策特別会計補助事業（地域拠点における二酸化炭素排出抑制対策事業）検証・評価委託業務公募要領

平成26年3月
環境省 地球環境局

1. 事業の概要と目的

環境省では、エネルギー対策特別会計を活用し、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策を推進するため、地方公共団体や民間事業者等が実施する設備・システムの導入、計画策定及び普及啓発等の事業に対して、補助金による支援（以下「補助事業」という。）を実施しています。

これらの補助事業については、「地球温暖化対策のための税」が平成24年度から導入されたことにより、より一層効果的な実施が強く求められており、補助事業の効果測定や適切な稼働状況の確保等を把握することが重要となっています。

本業務は、平成24年度及び平成25年度にエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策のために環境省が実施した補助事業を対象に、実施後の二酸化炭素削減効果等の検証と評価を行うとともに、十分な効果が得られていない補助事業に対する適切な措置等を明確にし、今後より効果的な補助事業を実施するための支援制度の検討に必要な情報等を収集することを目的とします。

なお、本事業の実施については、平成26年度予算の成立を前提としています。

具体的には、平成24、25年度に実施した補助事業のうち、

- ①地域活動支援・普及啓発事業
- ②低炭素な地域づくりの推進に資する設備導入事業
- ③再生可能エネルギー等導入推進基金事業

に区分される補助事業を対象に検証・評価を実施します。

2. 公募対象業務

対象とする補助事業、検証・評価を行う件数、検証・評価項目は別紙1に示すとおりです。

(1) 検証・評価を行う件数

検証・評価を行う件数は、各補助事業の目的や実施内容等を踏まえ、採択後環境省と協議し決定します。

(2) 必須検証・評価項目

別紙1に示す必須検証・評価項目は、必ず実施しなければならない業務です。

実態の把握については、現地における導入した設備の稼働状況や補助事業者からのヒアリングを必須とします。

なお、平成25年度に実施した設備導入事業については、業務の期間中に設備の稼働から1年が経過しない事業がほとんどであると考えられるため、それを踏まえた検証・評価が必要です。

平成24、25年度に実施した各補助事業の交付要綱・実施要領は、別に示す参考資料を参照ください。

(3) 提案検証・評価項目

必須検証・評価項目に関する業務を行った際に収集されるデータやその他の知見、情報等を活用し、地域経済の活性化、低炭素地域づくり、低炭素・循環・自然共生社会の創出、雇用等経済効果など環境省の政策に適合した検証・評価項目を1テーマ以上提案し、その項目について検証・評価を行ってください。

3. 業務期間について

業務期間は、契約締結日から平成27年3月31日（火）までとします。

4. 公募の条件

(1) 公募対象者

本公募に応募できる者は、以下の①から④の者とします。また、複数の事業者による共同提案も可能です。

共同提案の場合、その主たる業務を行う者が代表者として一括して受託することとします。

①民間企業

②独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

③一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

④その他法律によって直接設立された法人

(2) 業務の実施体制

複数事業者による共同提案を行う場合、代表者は、環境省の審査過程における連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。また、代表者は、提案内容が採択された後は、円滑な業務執行と目標達成のために、その業務推進に係る取りまとめを行っていただきます。

さらに、代表者は、本業務の共同実施者との役割分担を含む実施計画の作成等、業務の円滑な執行のための進行管理を行っていただくこととなります。

なお、本業務の代表者及び共同実施者間の実施体制は、やむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、採択後に変更することはできません。

(3) 委託費の金額及び応募の単位

委託費の金額は、次のとおり想定しています。応募は、①から③のそれぞれについて行っていただくこととしますが、同一法人が複数に応募することを可とします。

①地域活動支援・普及啓発事業

2,500万円から3,500万円

②低炭素な地域づくりの推進に資する設備導入事業

9,000万円から12,000万円

③再生可能エネルギー等導入推進基金事業

10,000万円から13,000万円

(4) 概算払

委託費の概算払は、必要と認められる場合に限り、環境省と協議の上、請求できるものとします。

5. 業務実施者の選定・採択

本業務は以下のとおり審査を行い、4. (3) の①から③それぞれにつき1件を採択します。

- ①審査は、応募者より提出された応募書類について、書面審査及び審査委員会による審査を行います。
- ②外部有識者と環境省で構成される審査委員会は、書面審査を通過した提案書について、「平成26年度エネルギー対策特別会計補助事業（地域拠点における二酸化炭素排出抑制対策事業）検証・評価委託業務に関する提案書の評価基準表」（別添1）に基づき採点し、総合評価点が最も高いものを選定します。（平成26年度エネルギー対策特別会計補助事業（地域拠点における二酸化炭素排出抑制対策事業）検証・評価委託業務の公募に係る提案書の審査及び採択決定方法（別添2）参照）
- ③採択に当たっては、条件を付す場合や提案内容の一部変更を指示する可能性があります。
- ④審査結果は、提案書等の提出者に遅滞なく通知します。

6. 選定・採択要件

上記5. 審査の実施に当たっては、以下（1）及び（2）を選定・採択要件とします。

(1) 書面審査における審査要件

- ①必要な内容が記載されていること。
- ②必要書類が添付されていること。

(2) 審査委員会における選定・採択要件

- ①公募要領の内容が遵守されていること。
- ②業務の目的が理解され、かつ基本方針が妥当であること。
- ③必須検証・評価項目の実施内容、実施方法等が具体的に示され、かつ妥当であること。
- ④提案検証・評価項目の提案が具体的に示され、かつ妥当であること。
- ⑤提案検証・評価項目の実施内容、実施方法等が具体的に示され、かつ妥当であること。
- ⑥別紙1に示す委員会についての委員構成、運営方針等が妥当であること。
- ⑦業務の実実施計画が実施可能なものであること。
- ⑧業務の実実施体制が具体的に示され、業務を円滑に実施できるものであること。
- ⑨類似の検証・評価業務を行った実績又は国の補助金の交付業務若しくは支援業務を行った実績があること。
- ⑩業務に要する経費が業務の内容と矛盾なく、効果的で効率性に優れており、費用対効果が高いものであること。

7. 応募に当たっての留意事項

受託者は、平成27年2月20日（金）までに業務実施結果について環境省へ報告書骨子を提示した上で、平成27年3月31日（火）までに環境省へ事業報告書を提出するものとします。なお、本業務は、備品購入や設備設置等に対する補助は含まれません。

8. 応募の方法について

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本業務の選定対象外とさせていただきます。

【応募書類】

- ・平成26年度エネルギー対策特別会計補助事業（地域拠点における二酸化炭素排出抑制対策事業）検証・評価委託業務に関する提案書（別添3）
- ・経費内訳書（別添4）
※ 旅費の計上に当たり必要となる補助事業の実施場所については、別紙2のとおりです。

【添付書類】

- ・企業パンフレット等業務概要が分かる資料、定款又は寄附行為、経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
ただし、添付書類は代表者のみで共同実施者分は不要とします。

(2) 提出期限等

①提出期限

平成26年3月26日（水）17時00分

②応募書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17階

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

「平成26年度エネルギー対策特別会計補助事業（地域拠点における二酸化炭素排出抑制対策事業）検証・評価委託業務担当」宛て

TEL 03-3581-3351（内線：6749）

③提出部数

（1）に掲げる書類について、正本1部・副本7部を提出してください。また、書類の電子データ（パンフレット等の添付書類は不要）を保存した電子媒体（CD-R）を1部提出してください（電子媒体にも、応募者名を必ず記載して下さい）。

なお、添付書類は各1部ずつ提出してください。

④提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）にて提出してください（提出期限必着）。

なお、郵送する場合は、封筒に「平成26年度エネルギー対策特別会計補助事業（地域拠点における二酸化炭素排出抑制対策事業）検証・評価委託業務に係る応募書類在中」と朱書きすることとします。

⑤提出に当たっての注意事項

ア 受付時間は、平日の10時00分から17時00分まで

（持参の場合は、12時00分～13時00分を除く）とします。

イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった応募書類は、無効とします。

ウ 提出された応募書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできません。

エ 提出された応募書類は、返却しません。

オ 提出された応募書類は、提出者に無断で、応募書類の審査以外の目的には使用しません。

カ 虚偽の記載をした応募書類は、無効とします。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

キ 応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑥提出いただいた提案書等について

提出いただいた提案書等は、返還しません。提出された提案書等は、環境省において、審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。審査の結果、契約相手になった者が提出した提案書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

⑦応募書類の受付期間について

平成26年3月6日（木）～平成26年3月26日（水）17時必着

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。応募状況に応じ、予算配分が可能な場合には、追加公募を行います。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る応募書類については、別紙3において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出してください。また、応募書類に誓約事項に誓約した旨を明記してください。

10. 事業の流れ（予定）

3月	公 募
3月	審査・採択
4月～	委託契約
～3月	業務実施
2月20日	報告書骨子提出

3月末

報告書提出

4月末

精算・支払

1 1. その他

- ①環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- ②採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承ください。